

## 森林・林業方針

森林は、木材の生産はもとより、豊かな水や生態系を育むなど、命と暮らしを支える多様な機能を持っています。森林を適切に管理し、木材利用を通して森林環境の保全が可能になります。

パルシステムは、森林・林業関係者と連携し、森林環境を保全し、林産物の持続的な利用を実現する事業と運動に取り組みます。

1. 森林環境の保全・再生の取り組みを進め、持続可能な森づくりに貢献します
  - (1) 私たちの住む地域や産直産地を中心に、里山再生など森林整備活動を行います。
  - (2) 森林資源を適切に管理し、積極的に活用するために、森林・林業の再生に取り組む人たちや地域との連携を進めます。
  - (3) 二酸化炭素吸収による森林の地球温暖化防止機能や、生物多様性の宝庫としての森林の重要性を呼びかけます。
2. 日本の林業を再生する取り組みを支援します
  - (1) 日本の森林を維持、活用している林業関係者と提携関係を結び、提携産地の商品供給を通じて森林資源が適切に管理・利用されることを支援し、木材自給率の向上を進めます。
  - (2) 林業関係者や山村、さらには流域を基点として山から海までの多様な交流を進め、相互の理解を深めます。
  - (3) 林業の後継者や新規従事者を支援し、担い手づくりに貢献します。
3. 森林資源の持続性に寄与する木材利用を拡大します
  - (1) 森林の循環を基本とした、木材加工資源の活用・リサイクルの視点にたった商品の開発・配置をすすめ、積極的に普及活動を行います。
  - (2) 木材以外にも、「特用林産物」(きのこ類や山菜、木炭や木酢液、うるしや木ろう、竹材等)や伝統工芸品の取り扱いを積極的に進めます。
  - (3) 「地産地消」の地域循環を基本として、家庭や事業所、生産者やメーカーでの木質バイオマス利用を促進します。
  - (4) 海外の森林にも注目し、持続的な森林経営の推進、開発途上地域の森林整備・保全に貢献する生産物の取り扱いを積極的に進めます。
4. 森林、林業に関わる教育活動を行います
  - (1) 組合員をはじめ、つながりのある人々、次代を担う子どもたちに、森や林業を知り、木とふれあい、木に学び、木と生きることを一体感し学ぶ「木づかい」、「木育」活動などを進めます。
  - (2) 森林育成活動を推進・参画する人材を育てます。

以上。

注記 1) 林業関係者：ここでいう林業関係者とは、木材加工を含み、広く林業にかかわる人たちをさします。

注記 2) 木づかい：「木づかい」とは、暮らしに国産材の製品をどんどん取り入れ需要を拡大し、森を育てるエコ活動を言います。林野庁では、2005年度から、国産材利用拡大のための国民運動として「木づかい運動」を展開。毎年10月を「木づかい推進月間」として集中的に取り組みを実施するとともに、277の企業・団体が参加して、木づかい運動のロゴマークを国産材製品などに添付するPR活動を行っています。NPO法人活木活木(いきいき)森ネットワークがその事務局を担っています。(参照：林野庁HP)



ロゴマーク「木づかいサイクルマーク」

注記 3) 木育：林野庁では、木材利用推進のため、市民や児童の木に対する親しみや木の文化への理解を深め、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ木育(もくいく)を大学等の教育機関やNPO法人等と連携しつつ、取組を進めています。(参照：林野庁HP)

以上

## 森林・林業方針

付記) 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、森林地域に大量の放射性物質が降下し、広範囲にわたり汚染されました。事故から9ヶ月が経過したいま、専門家による調査や本格的な除染作業が開始されたものの、放射能汚染の全容を把握するにいたっていないのが現状です。

これは、「森林・林業方針」に掲げる国内の森林・里山の保全や国産材の活用、さらには地球温暖化防止などの環境問題の改善に取り組むうえで横たわる深刻な問題と認識しています。

この解決には、長い年月がかかると予測され、新たな知見を結集し、除染に取り組んでいくことが課題となっています。

パルシステムは、今後の調査、除染の取り組みを注視し、データに基づいた状況の把握に努めます。大切な森林を後世に引き継ぐための方策を模索し、その役割を果たしていきます。